

**国立特許庁**  
**(バーレーン)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要	.....	収録済
国内段階の手続	.....	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 BH	国立特許庁 (バーレーン) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BH
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	アラビア語又は英語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明，要約 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：バーレーン・ディナール（BHD） 特許： 出願手数料 <sup>1</sup> …………… BHD 540 (270) <sup>2</sup> 2回目の年金…………… BHD 200 (100) <sup>2</sup> 公開手数料…………… BHD 320 (160) <sup>2</sup> 調査を含む審査手数料…………… 実費 実用新案： 出願手数料 <sup>1</sup> …………… BHD 270 (135) <sup>2</sup>	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 括弧内の額は個人による出願の場合に支払う。

BH	国立特許庁（バーレーン）（続き）	BH
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） <sup>3</sup>	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名<sup>4</sup></p> <p>出願人が発明者と異なる場合には、特許を受ける出願人の権利を正当化する説明書<sup>4</sup></p> <p>国際出願日後に出願人の名称変更があつて、国際事務局からの通知（様式 PCT/IB/306）にその旨の表示がない場合には、出願人の名称変更を証明する書類</p> <p>出願人がバーレーンに居住していない場合には、代理人の選任代理人を選任する書面（選任書又は委任状）が要求される</p> <p>国際出願の翻訳文の確認該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リスト</p>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するためにバーレーンで登録された代理人又は弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

<sup>3</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

<sup>4</sup> 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。